



平成 29 年 4 月 11 日

各 位

会社名 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 元宏
(コード番号 3222 東証第1部)
問い合わせ先 経営管理部長 熊谷 直義
(TEL 03-3526-4766)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、株式報酬型ストックオプションの付与のための報酬額及び内容決定に関する議案を、平成 29 年 5 月 19 日開催予定の第 2 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションの導入目的

株式報酬型ストックオプションは、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とするものであります。

なお、本日開催の取締役会においては、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関する議案につきましても、本株主総会に付議する旨を決議しております。詳細につきましては、本日公表の「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 株式報酬型ストックオプションを導入するために付議する議案の内容

当社の取締役の報酬等の額については、平成 28 年 5 月 19 日開催の第 1 回定時株主総会において、年額 1 億 5,000 万円以内（うち社外取締役分は 3,500 万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とする旨のご承認をいただいておりますが、本株主総会では、現行の報酬枠の範囲内で、対象取締役に対し、継続的に株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を 1 株当たり 1 円とする新株予約権を割り当てるもの）に関する金銭報酬を支給することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定であります。

株式報酬型ストックオプションの付与については、対象取締役に対し、オプション評価モデルを用いて合理的に算定される公正価格を払込金額とする新株予約権を割り当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、払込みに代えて金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または、株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に、対象取締役に対して割り当てる新株予約権の個数は、400 個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズ・モデルにより算定された 1 株当たりのオプション価格に新株予約権 1 個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1 円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×1／株式分割または株式併合の比率

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日から 30 年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社または連結子会社の取締役または監査役在任中は行使することができず、当社及び連結子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り一括して行使することができる。

②前号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権等の内容

新株予約権の具体的な内容、新株予約権の個数及び目的となる株式の数、その他の詳細事項については、当社取締役会の決議により定める。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、対象取締役のほか、当社の連結子会社のうち株式会社マルエツ、株式会社カスミ及びマックスバリュ関東株式会社常勤取締役に対しても、上記の新株予約権と同様の新株予約権を取締役会の決議に基づき発行する予定であります。

なお、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に、当社の連結子会社の常勤取締役

に対して割り当てる新株予約権の個数は、合計 600 個（株式会社マルエツの常勤取締役分は合計 250 個、株式会社カスミの常勤取締役分は合計 300 個、マックスバリュ関東株式会社の常勤取締役分は合計 50 個）を上限といたします。

以 上